

「京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例」の改正案に関する 市民意見の募集について

京都市では、平成16年に「京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例」(以下「条例」という。)を制定し、市民及び本市を訪れる方の福祉を推進しているところです。

今般、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(以下「バリアフリー法」という。)の施行令(以下「政令」という。)が改正され、令和7年6月1日に施行されることに伴い、手続の合理化や規定整備等について、条例の改正案を取りまとめるとともに、市民の皆様から御意見を募集しますので、御報告します。

1 条例改正の概要 (別紙参照)

(1) 政令改正に伴う規定整備

政令改正により、トイレ、駐車場、劇場等の客席の基準が整備されることに伴い、条例の規定整備を行います。

政令改正の概要

- ① トイレに係るバリアフリー基準の見直し(政令における基準の拡充)
「車椅子使用者用便房」について、原則、建築物の一定以上の床面積を有する階ごとに1以上の設置が求められます。
- ② 駐車場に係るバリアフリー基準の見直し(条例で規定→政令で規定)
「車椅子使用者用駐車施設」について、原則、駐車施設の数に応じ、一定数以上の設置が求められます。
- ③ 劇場等の客席に係るバリアフリー基準の創設(条例で規定→政令で規定)
劇場等の「車椅子使用者用スペース」について、座席数に応じ、一定数以上の設置が求められます。

(2) 協議等の手続の合理化

バリアフリー法の整備基準が適用される一定規模以上の建築物の建築に係る条例手続を不要とし、建築確認手続に一本化します。

(3) 違反行為に係る公表制度の創設

手続等の違反に対する公表制度を創設します。

2 市民意見募集の概要

(1) 募集期間

令和6年10月30日(水)から11月29日(金)まで

(2) 周知方法

市民意見募集リーフレットの配布及び建築審査課のホームページへの掲載

【リーフレット配布場所】

建築審査課窓口、市役所案内所、情報公開コーナー、各区役所・支所、
(公財)京都市景観・まちづくりセンター及び各市立図書館等

(3) 提出方法

郵送、持参、FAX、電子メール及び市民意見募集ホームページ内の専用フォームのいずれかの方法により提出していただけます。

(4) 提出先

京都市都市計画局建築指導部建築審査課（京都市役所分庁舎2階）

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

FAX：075-212-3657

電子メール：kenchiku-sinsa@city.kyoto.lg.jp

ホームページ：京都市情報館（トップページ）>市政情報>市民参加>
市民意見の募集（パブリックコメント）

3 今後の予定

令和6年12月 市民意見募集の結果及び御意見に関する京都市の考え方の報告

令和7年2月 市会に条例改正案を提案

3月 改正条例の公布

6月 改正条例の施行

<添付資料>

別紙 市民意見募集リーフレット（案）